

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第26報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和5年12月28日 保医発1228第3号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
- ・令和5年12月28日 医療課事務連絡 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早369		下から4行目	<p><b>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</b></p> <p>001～106 (略)</p> <p><b>107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 28,400円</b></p> <p>注 ア (略)</p> <p>イ 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」若しくは「コラーゲン使用吸収性局所止血材」又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」であるものについては、次のいずれかに該当する場合に算定できる。なお、経皮的血管形成術用穿刺部止血材料を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>a <u>経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈(頸動脈、腎動脈、四肢の動脈)の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した場合、1セットについてのみ算定できる。</u></p> <p>b <u>経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、経皮的左心耳閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術(心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの)、経皮的カテーテル心筋焼灼術(その他のもの)、下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)(右心カテーテル)を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、6Fr以上12Fr以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき4セットまで算定できる。</u></p> <p>108～225 (略)</p>	<p><b>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</b></p> <p>001～106 (略)</p> <p><b>107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 28,400円</b></p> <p>注 ア (略)</p> <p>イ 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」若しくは「コラーゲン使用吸収性局所止血材」又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」であるものについては、次のいずれかに該当する場合に算定できる。なお、経皮的血管形成術用穿刺部止血材料を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>a <u>経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈(頸動脈、腎動脈、四肢の動脈)の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した場合、1セットについてのみ算定できる。</u></p> <p>b <u>経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術、下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)(右心カテーテル)を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、6Fr以上12Fr以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき4セットまで算定できる。</u></p> <p>108～225 (略)</p>	字句挿入

465	右 上から25行目	<p><b>D001 尿中特殊物質定性定量検査</b> (1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) プロスタグランジンE主要代謝物(尿)</u></p> <p><u>ア 潰瘍性大腸炎の患者の病態把握の補助を目的として、尿を検体とし、CLEIA法により測定した場合は、本区分の「8」アルブミン定量(尿)及び区分「D013」肝炎ウイルス関連検査「3」HBs抗原、HBs抗体を合算した所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>イ 潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、区分「D003」糞便検査の「9」カルプロテクチン(糞便)、区分「D007」血液化学検査の「57」ロイシンリッチα2グロブリン又は区分「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p><b>D001 尿中特殊物質定性定量検査</b> (1)～(10) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	字句挿入
466	右 上から28行目	<p><b>D003 糞便検査</b> (1)～(3) (略)</p> <p>(4) カルプロテクチン(糞便)</p> <p>ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法、<u>免疫クロマト法、LA法又は金コロイド凝集法</u>により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施する。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、免疫クロマト法又はLA法により、クローン病については<u>ELISA法、FEIA法、免疫クロマト法、LA法又は金コロイド凝集法</u>により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p>	<p><b>D003 糞便検査</b> (1)～(3) (略)</p> <p>(4) カルプロテクチン(糞便)</p> <p>ア 「9」のカルプロテクチン(糞便)を慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法、<u>免疫クロマト法又はLA法</u>により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施する。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、免疫クロマト法又はLA法により、クローン病については<u>ELISA法、FEIA法、免疫クロマト法又はLA法</u>により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p>	<p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p>

			ウ (略)	ウ (略)	
499	右	下から1行目	<p><b>D007 血液化学検査</b>  (1)～(54) (略)</p> <p><u>(55) サイトケラチン18フラグメント(CK-18F)</u></p> <p><u>ア 1ステップのサンドイッチ法を用いた酵素免疫測定法により、非アルコール性脂肪肝疾患の患者(疑われる患者を含む。)に対して、非アルコール性脂肪性肝炎の診断補助を目的に実施した場合は、本区分の「48」オートタキシンを準用して算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査と「37」のプロコラーゲン-III-ペプチド(P-III-P)、「36」のIV型コラーゲン、「40」のIV型コラーゲン・7S、「43」のヒアルロン酸、「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体又は「48」のオートタキシンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p><b>D007 血液化学検査</b>  (1)～(54) (略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	字句挿入